

事務連絡
令和3年9月10日

各都道府県バス協会
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正について(依頼)

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、個人情報保護委員会より国土交通省自動車局旅客課を通じ、番号法の改正に伴う「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」(事業者編)の一部改正について周知依頼の事務連絡がありました。

各都道府県バス協会におかれましては、傘下会員事業者への周知をお願いいたします。

《添付資料》

- ・ 国土交通省自動車局旅客課 事務連絡(令和3年9月7日付け)
「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正について(依頼)」
- ・ 個人情報保護委員会 通達(令和3年9月1日付け)
「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正について(依頼)」
- ・ 別添1 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)の一部改正の
新旧対照表
- ・ 別添2 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(令和3年9月施行分)
- ・ 別添3 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(令和4年4月施行分)